

お客様各位

株式会社大地堂
サプリメント事業部

β 1,3D グルカン含有量に関する他製品・キノコ類との比較算定に係る補足説明

1. パン酵母ベータグルカンの特徴と他製品との違い

パン酵母ベータグルカンは、米国を中心とする各種研究機関による長い研究の成果である多数の製法特許によって化学的に抽出される成分であり、他原料から精製される製品と比して、ベータグルカン、とりわけ最近高く注目を集めるβ 1,3D グルカン（β 1,3/1,6D グルカンと同意、以下同様）の極めて高い含有率を最大の特徴としています。

このように、パン酵母ベータグルカンはβ 1,3D グルカンの含有率向上をターゲットに開発されたサプリメントであることから、キノコ類等を原料とするその他製品と比べて、β 1,3D グルカンの含有量には圧倒的な違いがあります。しかし同時に、弊社製品も含め、パン酵母ベータグルカンサプリメントには、β 1,3D グルカン以外の注目成分がほとんど含まれていないのが一般的です。例えば、アガリクスに含まれると言われるタンパク質グルカンと核酸、冬虫夏草に含まれると言われるコルディセピン、チャーガのサポニン、AHCCを主成分であるアセチル化されたα 1,4 グルカン等は、パン酵母ベータグルカンに期待することはできません。

従って、弊社ホームページ上に示すβ 1,3D グルカンの含有量（率）に関する比較算定（以下、「本件比較算定」という）の結果は、あくまでも当該成分の純度あるいは含有率（構成率）もしくは一製品単位あるいは単位重量当たりの含有量に関する比較優位性のみを示すものであり、弊社製品が他製品と比して優れたサプリメントであることを何ら意味するものではなく、当然ながらその機能の優位性を表すものではありません。

2. 本件比較算定の背景

パン酵母ベータグルカンは、米国において 1990 年台後半になってからサプリメントとして広く流通するようになったものであり、日本における知名度はまだ決して高くありません。また、β 1,3D グルカンという注目成分については、パン酵母ベータグルカンサプリメ

ントの流通拡大と共に最近になって一般に広く認識されるようになったものであり、キノコ系サプリメントに関する β ,1,3D グルカンの定量分析は、極一部の専門機関や学術機関あるいは専門家が独自に行った結果以外に公表されているものはほとんど存在しておらず、一般的にはまだ正しくは認識されていません。

これまで弊社には、 β ,1,3D グルカンの含有量に関して、他製品あるいはキノコ類との比較算定の実施を求める声が数多く寄せられており、この度のホームページリニューアルにおいて、弊社がこれまでに収集してきた各種資料、学術論文、研究報告等に基づき、弊社が独自に算定した結果を公表することと致しました。

3. 本件比較算定の方法、基準および注意点

本件比較算定に用いた算定緒言（以下、「本件緒言」という）の内容、その使用の基準（以下、「本件基準」という）並びに注意点は下記の通りです。

本件緒言：

弊社が独自に収集した以下の緒言

- ①製造メーカーの公表値
- ②小売業者の公表値
- ③公表されている学術論文上の値
- ④公表されている研究報告書上の値
- ⑤一般に販売されている書籍上の値
- ⑥特許申請資料上の値
- ⑦上記各号に関して聴取・調査した結果

本件基準：

- ① 本件緒言について、弊社が独自に検証あるいは調整を加えることなく、（明らかな誤りが認められない限り）そのまま利用した
- ② 本件比較算定の対象とするサプリメントあるいはキノコ類（以下、「本件比較対象」という）の選定においては、複数のネットショッピングモールや専門通販店で広く販売されている製品から弊社が独自に複数種をランダム抽出した（但し、大手国産メーカー製の記載があるものについては特定の製品を対象とした）
- ③ 本件比較対象の内、総ベータグルカンあるいは β ,1,3D グルカンに関して最も高い含有量（率）を示すものを当該対象の代表値と仮定した
- ④ 学術論文、研究報告、書籍、特許申請資料に記される数値は、本件比較対象の平均的水準を示すものと看做した（但し、当該数値が数%程度の低い水準である場合には、

個体差等を考慮し、当該数値に一定の割増係数を掛けた)

- ⑤ 本件比較対象について、β 1,3D グルカン含有量 (率) に関する製造メーカーあるいは小売業者の公表数値が存在しない場合には、総ベータグルカンの全量を β 1,3D グルカンと看做すか、当該製品以上の β 1,3D グルカン含有量 (率) と判断される他製品の数値を適用した

本件比較算定の結果に対する注意点：

- ① 本件基準の適用により、本件比較算定の結果には一定の誤差が含まれていること
- ② 本件基準の適用により、本件比較算定の結果に比して β 1,3D グルカン含有量 (率) が高いものもしくは低いものが存在すること
- ③ 本件比較算定の結果は平成 23 年 4 月末時点における本件緒言に基づくものであり、今後変動する可能性があること
- ④ 以上より、本件比較算定の結果は、本件対象に関する平均的な水準を示すだけの参考値に過ぎないこと
- ⑤ 以上より、本件比較算定において、弊社は、このような場合に通常求められる事前の調査や検証を行い、客観的視点に基づきこれを実施したことを約すると同時に、その結果については何ら保証し得ないこと (但し、弊社製品に関する情報はこの限りではない)

最後になりますが、以上に示す算定方法の詳細については、本件比較算定の結果が他社製品の販売に及ぼす影響を考慮し、一般に公表することは差し控えさせていただきますことにつき、お客様のご理解を何卒宜しくお願い申し上げます。

以上